

奨学金返還助成制度

～若者の地元への定住促進のため～

奨学金を返還している方を助成します

市や県では、次代を担う若者の人材確保や定住促進のため、高校や大学等を卒業し、地元で就労しながら奨学金を返還している方（予定者を含む）を助成しています。

■能代市奨学金返還助成制度

○対象 能代市内に居住しながら奨学金を返還（予定者を含む）し、次のいずれかに該当する方（転居を伴う転勤者や公務員等は除く）

- ・平成 28 年度以降に高校、大学等を卒業又は中途退学し、29 年 4 月 1 日以降に就職した方
- ・平成 27 年度中に高校、大学等を卒業又は中途退学し、29 年 4 月 1 日以降に初めて就職した方
- ・平成 28 年度以降に A ターンし、就職した方（大学等での就学以外で能代市外に 1 年以上の居住実績がある方）

○助成対象奨学金

- ・日本学生支援機構
- ・秋田県育英会
- ・能代市奨学金
- ・秋田県社会福祉協議会教育支援資金

○助成上限額 年額 15 万 5 千円（最大 10 年）

○問い合わせ先 能代市教育委員会 学校教育課 0185-73-5281

申請書類は、市学校教育課、能代教育事務所に備えています。また、市ホームページからもダウンロードできます。

■秋田県奨学金返還助成制度

○対象 県内に居住し、県内企業等に就職する方（公務員等は除く）

○問い合わせ先 秋田県移住・定住促進課 018-860-3751

募集要項は、県移住・定住促進課や県地域振興局、市学校教育課に備えています。また、県就活情報サイト K o c c h A k e !（こっちゃけ）からもダウンロードできます。詳しくはお問い合わせください。

□能代市奨学金返還助成制度と秋田県奨学金返還助成制度の重複申請について

どちらの制度の要件にも該当する場合、原則として、先に県の助成を 2 年又は 3 年受けてから、市の助成を受けることになります（ただし、助成金額や残りの償還期間により県の助成を受けずに市の助成のみという場合もあります）。

各制度の申請を行う前に、電話等で市学校教育課へご相談ください。